

「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭する経営安定対策と農業の持続的発展に寄与する政策の確立を求める意見書

(発議第1号・原案可決)

国は、「米政策改革」において、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需要見通しを踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう米政策の見直しに取り組んでいる。

全国においては、米政策改革大綱以降、行政、農協系統団体・集荷団体等が連携して需給調整に取り組み、平成27年産では、生産数量目標の配分を開始して以来、初めて過剰作付が解消されるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透しつつある。

しかしながら、生産数量目標の配分がなくなれば、各産地で主体的に需給調整を行っても、過剰県が生産を増大させ、生産過剰となり米価下落の影響が出る等の不安もある。

よって、国においては、稲作農家の経営安定と農業の持続的発展に寄与する政策を確立するよう強く求める。

記

1. 生産者の不安を払拭し、地域における円滑な生産調整を推進するための措置として、産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金については、将来に向けた継続的な支援とすること。
2. 収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)の着実な実施とともに、現在検討を行っている収入保険制度の導入により、担い手経営の安定対策を構築すること。
3. 日本型直接支払制度など水田農業の持続的発展に資するための各種施策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月6日

青 森 県 議 会

地方大学の機能強化を求める意見書

(発議第2号・原案可決)

地方創生に向けた政府の総合戦略において、地方大学の果たす役割は重視されており、特に、「地域ニーズに対応した人材育成」や「地方課題の解決への貢献」、「地元企業への就職率の向上・地元への若者の定着」など、これまで以上の取り組みが期待されています。

しかし、国立大学の運営費補助金は年々削減され、教育の質の低下や将来的な学生定員数の削減につながりかねない状況にあり、私立大学においても少子化の進行による定員充足率の低下や私学助成の減額によって、大学経営そのものに大きな影響を与えています。

地方創生に向け、地域と大学がこれまで以上に積極的に取り組もうとする中、若者の地元定着や、地域のニーズに対応した人材育成などに大きな影響が出てくることが懸念されることから、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 知の拠点である地方大学を「地方創生の拠点」として位置付け、地域の産業振興・雇用創出に資する研究開発、若者の地元定着や地域人材の育成につながる教育など、地方創生に貢献する取り組みに対して支援を図ること。
2. 地域ニーズに即した人材育成や技術開発をはじめ、地域課題の解決に向けた地元自治体や産業界等と連携した取り組みに対し支援の充実を図ること。
3. 地方で若者が一定水準の専門知識を習得できるよう教育の質の確保を図るとともに大学で学ぶ学生定員確保のため、その基盤となる国立大学法人運営費交付金の充実、私立大学に対する私学助成の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月6日

青 森 県 議 会

南スーダンへの自衛隊派遣を中止し、撤退を求める意見書

(発議第3号・原案否決)

政府は、11月15日、南スーダンPKOに派遣する自衛隊に「駆け付け警護」「宿営地共同防護」などの新任務付与を閣議決定し、第11次隊の先発として、130人が、11月20日青森空港を出発した。第2次は11月30日、3次は12月14日、計350人が派遣され12月12日から実施に移るとされている。

問題なのは、11月1日の国連特別調査報告書でも「キール大統領とマシヤール副大統領との和平合意は、崩壊した」と断定しているように、政府が決めたPKOに参加する上で前提となる5原則が崩れてしまっているにも拘らず、強引に派遣、実行させようとしている点にある。

派遣されるのは青森駐屯地、八戸駐屯地など青森県の若い青年であり、内戦状態となっている南スーダンで命を落とすようなことは絶対にあってはならない。

よって、初となる安保法制による南スーダンへの自衛隊派遣を中止し、派遣された自衛隊員は即刻、撤退させるよう求める。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成28年12月6日

青 森 県 議 会

青森県がん対策推進条例

(発議第4号・原案可決)

目次

前文

第一章 総則（第一条～第七条）

第二章 受動喫煙の防止（第八条・第九条）

第三章 がん対策に関する基本的施策（第十条～第十三条）

第四章 基本的施策に係る報告及びがん対策の推進に係る議会の役割（第十四条・第十五条）

第五章 推進体制の整備等（第十六条～第十八条）

附則

がんは、高齢者のみならず、子ども、女性、働き盛りの誰もが罹患する可能性がある病気であり、県民の健康寿命の延伸のためには、がんによる死亡率の減少が最重要課題となっており、生活習慣の改善等によるがんの予防、がんの早期発見・早期治療のための取組のほか、がん診療体制の充実強化に取り組んできたところである。

しかし、依然として、がんは県民の健康に対する脅威となっており、県民、市町村、国民健康保険組合等医療保険者、医師等医療関係者、事業者との連携の下、総合的かつ計画的ながん対策を強力に進め、がん対策を加速化する必要がある。

ここに、がんの克服を県政の重要課題と位置付け、県を挙げてがん対策を推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、がん対策の推進について、基本理念を定め、並びに県、医療保険者、県民、医師等及び事業者の責務を明らかにするとともに、がん対策の推進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって、県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 がん対策の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を促進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

二 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくがん医療（がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第二条第二号に規定するがん医療をいう。以下同じ。）を受けられるようにすること。

三 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分に尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

（県の責務）

第三条 県は、前条に定めるがん対策の推進についての基本理念にのっとり、がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(医療保険者の責務)

第四条 医療保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者をいう。)は、県が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、喫煙(受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第六条 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者は、県が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、がん医療を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、県が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、労働者に対するがん検診の受診の勧奨その他の労働者の健康の保持増進の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、労働者又はその家族ががんに罹患した場合には、がんに罹患した労働者が治療を受け、若しくは療養し、又は労働者ががんに罹患した家族を看護し、若しくは介護することができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

第二章 受動喫煙の防止

(公共的施設等における受動喫煙防止のための配慮)

第八条 健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十五条に規定する学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者(以下「公共的施設の管理者」という。)は、当該施設を利用する者の受動喫煙を防止するため、当該公共的施設の構造、利用者の状況等に応じて、禁煙、喫煙所の設置その他の受動喫煙防止対策を講ずるよう特に配慮しなければならない。

(事業場における受動喫煙防止のための配慮)

第九条 事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じて、禁煙、喫煙所の設置その他の受動喫煙防止対策を講ずるよう特に配慮しなければならない。

第三章 がん対策に関する基本的施策

(がんの予防及び早期発見の推進)

第十条 県は、次に掲げるがんの予防及び早期発見の推進のために必要な施策を講ず

るものとする。

一 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響についての県民の関心と理解を深めるための学習の機会の提供、広報活動の充実その他のがんの予防の推進のために必要な施策

二 がん検診の方法等の検討、がん検診の評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上を図るために必要な施策

三 がん検診に関する広報活動の充実その他のがん検診の受診率向上を図るために必要な施策

四 事業者が行う労働者に対するがん検診の受診の勧奨、医師、看護師又は保健師による保健指導その他の労働者の健康の保持増進の措置を講ずるために必要な情報の提供、助言その他の支援に係る施策

五 学校その他の教育機関において、児童及び生徒ががんに関する正しい知識並びに生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響について理解と関心を深めるために必要な施策

(がん医療の均てん化の促進等)

第十一条 県は、次に掲げるがん医療の均てん化の促進等のために必要な施策を講ずるものとする。

一 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策

二 専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策

三 国立研究開発法人国立がん研究センター、前号に規定する専門的ながん医療の提供等を行う医療機関その他の医療機関等との間の連携協力体制を整備するために必要な施策

四 がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策

五 がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策並びにがん患者及びその家族に対する相談支援等を支援するために必要な施策

六 がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策

(研究の推進等)

第十二条 県は、次に掲げるがん研究の推進等のために必要な施策を講ずるものとする。

一 がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるために必要な施策

二 がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策

（受動喫煙防止対策の支援）

第十三条 県は、次に掲げる受動喫煙を防止するために必要な施策を講ずるものとする。

一 公共的施設の管理者が当該施設を利用する者の受動喫煙を防止するための措置を講ずるために必要な情報の提供、助言その他の支援に係る施策

二 事業者が労働者の受動喫煙を防止するための措置を講ずるために必要な情報の提供、助言その他の支援に係る施策

第四章 基本的施策に係る報告及びがん対策の推進に係る議会の役割

（基本的施策に係る報告）

第十四条 知事は、毎年度、議会に、第十条から前条までに掲げる施策のうち主なものに関する報告を提出しなければならない。

2 前項の規定による報告の提出は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第五項の規定による主要な施策の成果を説明する書類の提出をもってこれに代えることができる。

（政策立案及び政策提言）

第十五条 議会は、次に掲げる場合は、がん対策について、議案の提出、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事に対する政策提言を行うものとする。

一 前条第一項の規定による報告の提出（同条第二項の規定による書類の提出を含む。）があった場合において、必要があると認めるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため必要があると認めるとき。

第五章 推進体制の整備等

（推進体制の整備）

第十六条 県は、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して、がん対策を推進するための体制を整備するものとする。

（市町村への支援）

第十七条 県は、市町村ががん対策の推進に係る施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第十八条 県は、がん対策の推進に係る施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◇**提案理由**

がん対策の推進について基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、がん対策の推進に関する施策の基本となる事項等を定めるため、提案するものである。

受動喫煙の防止に関する意見書

(発議第5号・原案可決)

青森県の葉たばこ耕作は、農家数 859 戸、面積 965.8ha、販売高 55.4 億円を誇る産地であると共に、地域農業を支える重要な基幹作物の一つです。

しかし、成人の減少、喫煙率の低下などが、たばこ農家、たばこ販売店の経営に多大な影響を与えております。

飲食・宿泊業においては、受動喫煙防止対策の重要性を十分に認識し、分煙措置に努める他、お客様の意図しない受動喫煙への接触を防止するため、店舗内の喫煙環境をステッカー等を用いて店頭に表示する取組等、実態に応じた様々な対策を自主的に進めておりますが、事業者によっては、店舗の面積や構造といった物理的な制約に加え、資金的な制約により、喫煙室の整備も容易ではありません。

なお、諸外国と異なり日本においては、駅周辺や繁華街等において、路上喫煙規制条例等により屋外での喫煙が厳しく制限されていることが多く、お客様に店外での喫煙を求めることが出来ない現状もあります。

よって、国は下記の事項に取り組みられるよう強く要望します。

記

1. 飲食・宿泊業等のサービス業を営む事業者に対し、国は助成制度の拡充や安価で対応できる分煙装置の開発・周知等、必要な支援を実施すること。
2. 効果的とされている分煙措置を取っている店舗・施設の自主的な取り組みを尊重すること。
3. 受動喫煙の防止に関して、国は葉たばこ生産者及びたばこ販売事業者と積極的な意見交換等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月9日

青 森 県 議 会

地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書

(発議第6号・原案可決)

東日本大震災、熊本地震をはじめ、土砂災害、大水害等各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいる。

本年においても、4月の熊本地震のみならず、8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われた。また、10月には鳥取でも震度6弱の地震が発生している。

迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策は喫緊の課題である。

よって、国においては、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 被災者支援システムの全自治体への完備・普及や自主防災組織の立ち上げや訓練の実施等地域防災力の向上を図ること。
2. 大規模水害から住民の命と暮らしを守るための自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ること。
3. 災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線LANの普及や災害時において避難場所・避難所として活用しやすい都市公園などの整備を促進すること。
4. 子どもや女性、高齢者や障がい者が、避難所生活でつらい思いをすることがないよう避難所の環境整備や防犯体制を強化すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日

青 森 県 議 会